

多田市政4期目スタート！

夢と希望が輝く「煌のまち」富田林へ



5月1日、4選を果たした多田市長が初登庁しました

4月26日執行の市長選挙において、4選を果した多田 利喜市長が5月1日、職員らの出迎えを受け、初登庁しました。

市イメージキャラクター「とつぴー」から花束を受け取った多田市長は、「誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまち、そして市民の皆さんの夢と希望が輝く『煌のまち』富田林の実現に向け、より一層力強く市政を推進してまいります」と抱負を述べました。

このたび、市民の皆さんからのご信任を得まして、引き続き市長に就任させていただきました。ご期待をいただき、全力を尽くしてまいります。

4期目の市政を担うに際して、その責任の重さに身の引き締まる思いでありますが、市民の皆さんのご期待に沿えるよう、市民福祉の向上と本市のさらなる発展に向けて、全力を尽くしてまいります。

さて、今日、少子高齢化や人口減少が進む中で、本市におきましても厳しい状況が予想されます。

特に人口減少問題は、地方自治体にとりまして、その存続に関わる深刻な問題であり、財政運営や社会保障政策はもとより、雇用や労働力不足など地域の産業、経済面でも極めて大きな影響を与えます。

本市では、子育て施策をはじめ、さまざまな施策を実施していますが、人口減少を食い止めるためにも、本市をより魅力のあるまちにしていく必要があります。

そして、本市がこれからはも南河内の中心都市として10年先、100年先まで発展し続けることができるよう、その礎を作るため、将来を見据えながら市政を推進してまいりたいと考えております。

今後も、誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまち、そして市民の皆さんが夢と希望を持てる「煌のまち」富田林の実現に向け、全力で取り組んでまいりますので、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

富田林市長 多田 利喜

市議会議員を 紹介します

4月26日執行の市議会議員選挙において、次の19人が当選されました。
(写真は議席順、敬称略)

議長・副議長、 議会選出の監査委員決定

5月15日に開かれた第1回市議会臨時会で、議長・副議長が決められました。
また、議会選出の監査委員も選出されました。

議長

奥田 良久さん(64歳)

住所 佐備1046の2

経歴 議長、副議長などを

歴任

副議長

草尾 勝司さん(51歳)

住所 龍泉486

経歴 監査委員、議会運営

委員会、委員長などを歴任

監査委員

南齋 哲平さん(40歳)

住所 藤沢台一丁目4の11

の507

経歴 市民総務常任委員会

副委員長、決算特別委員会

副委員長などを歴任



尾崎 哲哉
無所属 4期



村山 理恵
公明党 1期



遠藤 智子
公明党 1期



川谷 洋史
無所属 3期



辰巳 真司
無所属 4期



山本 剛史
自由民主党 4期



京谷 精久
自由民主党 5期



高山 裕次
公明党 5期



草尾 勝司
公明党 3期



永原 康臣
民主党 9期



南齋 哲平
無所属 2期



林 光子
自由民主党 7期



左近 憲一
自由民主党 5期



田平 まゆみ
日本共産党 1期



奥田 良久
日本共産党 8期



岡田 英樹
日本共産党 3期



西川 宏郎
自由民主党 3期



鈴木 憲
大阪維新の会 3期



吉村 善美
無所属 4期

4月12日執行の府議会議員選挙(富田林市・大阪狭山市および南河内郡選挙区)において、次の2人が当選されました。

府議会議員を 紹介します



吉年 千寿子
無所属 5期



伊東 寛光
大阪維新の会 1期

住宅用太陽光発電システム

設置費を補助します

本市では、地球温暖化防止と未来に向けたまちづくりを推進するため、市内に自らが所有または居住する住宅や災害時に避難所として提供していただける企業施設などに、太陽光発電システムを設置した、または設置する経費の一部を補助します。

補助対象システム

住宅の屋根などへの設置に適した逆潮流ありで連携し、太陽電池の最大出力が10キロワット未満のシステム（未使用品に限る）

対象者

●自らが所有または居住する市内の住宅（集合住宅を除く）に対象システムを設置した人または設置しようとする人（対象システムを設置する住宅が補助対象者の所有でない場合は、所有者の設置承諾を得てください）

●市内に、対象システム付き住宅を購入した人または購入しようとする人

●自らが所有し、事業に供

している市内の建築物を、災害時に緊急的な一時避難所として利用することについて本市と協定を締結し、当該建築物に対象システムを新設する人（協定の締結には一定の要件があります）

※いずれも27年4月1日から28年3月31日(木)までに対象システムを設置し、電力会社と電力需給契約を締結した人または締結しようとする人に限ります。また、過去にこの補助を受けたことのない人に限ります。

補助件数

140件程度

補助金額

対象システムの最大出力1キロワットにつき3万円、上限9万円（3キロワット）まで

申し込み

7月1日(水)～28年3月31日(木)（土・日曜日、祝日を除く）午前9時～午後5時30分）までに申し込み用紙に

必要事項を記入し、必要書類を添付して市役所4階みどり環境課（7月1日(水)、午前9時～正午のみ市役所4階401会議室）へ持参
※申し込みは一人につき一申請とします。

※ただし、予算の範囲を超えた場合は、申し込みを締め切ります。

※郵送での受け付けはできません。

※申し込み用紙および申し込み要領は6月24日(水)、みどり環境課で配布、または市ウェブサイトの各課のページ「みどり環境課」からダウンロードもできます。

お問い合わせ
みどり環境課（内線432）

地縁団体防犯カメラ

整備補助金をご活用ください

町会（自治会）による防犯カメラ設置を支援してまいります

近年、街頭に設置されている防犯カメラにより、犯罪者の検挙につながる事例が見られるとともに、犯罪の大きな抑止力にもなっています。

そこで、地域住民の安全確保と街頭犯罪などの抑止を図り、安全で安心なまちづくりを推進するため、町会（自治会）が地域内に防犯カメラを設置する経費を補助する同補助金制度を設

けていますので、ご活用ください。

補助対象団体 町会（自治会）

補助金額 防犯カメラの設置（整備）に必要な経費の2分の1の額（上限50万円）

※防犯カメラ設置前に申請が必要となりますので、必ず事前にご相談ください。
お問い合わせ 市民協働課（内線473）

「市長とお茶でも」 どうですか



あなたの市政に関するご意見やご提案、まちづくりのアイデアなどを市長室で市長とお茶でも飲みながら、気軽にお話ししませんか。

なお、1月は地域活動などについてお話しいただきました。

とき 7月9日(木)、午後3時～4時30分まで

募集 2組（1組は5人まで）、1組当たり時間は30分

申し込み 6月15日(月)までの午前9時～午後5時30分（土・日曜日は除く）に電話で住所、氏名（参加者全員）、電話番号、テーマを情報公開課（内線181）へ（申し込み多数の場合抽選）

富田林ドリームフェスティバル

星空のバーベキュー

〜オリックス・バファローズの選手との交流〜

富田林ドリームフェスティバル第1日目の試合終了後、選手たちとバーベキューを食べながら楽しいひとときを過ごしませんか。なお、このイベントは農業公園サバーファームの協力により実施します。
 とき 7月25日(土)、午後5時〜
 ところ 総合スポーツ公園
 対象者 7月25日(土)の試合観戦者で小学生以上の人
 ※小学生の人は保護者同伴(同伴の保護者も参加人数に含む)。
 定員 75人
 ※オリックス・バファローズの選手は25人参加予定。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に向けたアンケート調査にご協力を

本市では、少子高齢化と人口減少への対応、地域活性化に向けた取り組みを推進するため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に向けたアンケート調査を6月中に実施します。

無作為に抽出された人に調査票を郵送しますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ 政策推進課 (内線514)

参加費 1人3500円
 申し込み 6月17日(水) (必着) までに、往復はがきに参加者全員の住所、氏名(ふりがな)、年齢(学年)、電話番号を記入し、☎584・8511 常盤町1の1 スポーツ振興課(☎200390)へ(申し込み多数の場合抽選)
 ※当選者には、はがきでお知らせします。当日、当選はがきと試合のチケット(7月25日分)を持参してください。
 ※詳しくは市ウェブサイト「スポーツ振興課」をご覧ください。

●子育て世帯臨時特例給付金
 ●臨時福祉給付金

に関するお知らせ

●専用コールセンターを開設します
 本市では、「子育て世帯臨時特例給付金」と「臨時福祉給付金」について、6月1日(月)から、専用ダイヤルによるコールセンター「☎0570(074)474」を開設します。各給付金についてはコールセンターへお問い合わせください。
 開設期間 6月1日(月)〜10月30日(金) (土・日曜日、祝

「子育て世帯臨時特例給付金」は6月1日(月)、「臨時福祉給付金」は8月3日(月)、それぞれ申請を受け付けます。支給を受けるためには市役所への申請が必要です。また今年度は各給付金の申請受付期間が異なりますのでご注意ください。

日は除く)、午前9時〜午後5時30分 ※ただし、8月8日(土)、9日(日)、15日(土)、16日(日)の4日間は開設しません。

●6月1日(月)、「子育て世帯臨時特例給付金」の申請受け付けを開始します

対象者 本市で27年6月分の児童手当を受給する人(27年度の所得が児童手当の所得制限限度額を超えている人は除く)
 ※昨年度と異なり、生活保護受給者などや臨時福祉給付金の対象となる人も対象となります。

支給額 27年6月分の児童手当対象児童1人当たり3000円

支給時期 10月を予定(申請時期により支給が遅れる場合があります)

給付方法 原則口座振り込みにより支給

申し込み 8月31日(月)までに申請書に必要事項を記入し、郵送で☎584・8511 こども未来室へ(持参も可)

※申請書は児童手当現況届とセットになっており、案内チラシとともに27年6月分の児童手当受給世帯に送付します。なお、現況届の提出が不要の世帯には、別途申請書のみを送付します。申請書が届かない場合

はお問い合わせください。
 ※児童手当現況届が受理されない場合と給付金が支給されない場合がありますので早めの手続きをお願いします(現況届の提出については21ページをご覧ください)。
 ※公務員の人で、職場から児童手当を受けている人は職場からの案内を受けてください。

●「臨時福祉給付金」は8月3日(月)より、申請の受け付けを開始します

対象者 27年1月1日時点において本市に住民登録されている人で、27年度市民税が非課税の人(市民税が課税されている人の扶養親族となつている人や生活保護受給者などは除く)
 ※詳しい支給要件はお問い合わせください。

支給額 1人当たり6000円

申し込み 8月3日(月)〜10月30日(金)まで受け付けします。支給対象者への案内方法や申請方法などについては、詳細が決まり次第、広報誌や市ウェブサイトなどでお知らせします

お問い合わせ 市給付金専用コールセンター「☎0570(074)474」または臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金支給担当(内線286)

「富田林市きらめき商品券」

取扱店を募集します

本市では、地域における消費を喚起し、地域経済の活性化を図るため、また子育て世帯への経済支援をするため、プレミアム付きの「富田林市きらめき商品券」の発行を予定しています。これに伴い、商品券の取扱店を募集します。

ケ池町2969の5 富田林商工会（☎251101）または商工観光課（内線483）に備え付けの取扱店登録申請書に必要事項を記入し、富田林商工会へ。または、☎550・8691 日本郵便（株）大阪西郵便局 私信箱181号「富田林市きらめき商品券」事務局宛てへ郵送

※取扱店登録申請書は6月

＜取扱店登録ができない商店など＞

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行うもの
- 業務の内容が特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反する営業を行うもの
- 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員または市暴力団排除条例第2条第3項に規定する暴力団密接関係者が営む事業所または店舗など
- その他市長が不適切と認めるもの

＜利用対象にならない商品など＞

- 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金など）
- 有価証券、金券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなどの換金性の高いもの
- 医療費、薬など保険適用されるもの
- たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）などの不動産に関わる支払い
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 商品券の交換または売買
- 事業活動に伴って使用する原材料、機器類および仕入商品など
- その他、市長が消費喚起になじまないと判断したもの

地域防災訓練補助金の活用を

大規模災害発生時は、自助や共助といった地域での助け合いの行動が減災につながります。

そのためには、日頃から地域コミュニティーの形成を図ることが重要です。

災害時にはほとんどの市立小学校が指定避難所となっており、本市では地域防災力の強化を支援するため、小学校区単位で実施する防災訓練に対して補助金を交付しています。この補助金を活用し、地域ぐるみで災害時の対応を身に付けましょう。

補助対象事業 小学校区単位で実施する避難訓練、消火訓練、救急救命訓練などの防災訓練

補助対象団体 1小学校区内の複数の町会（自治会）による連合体、または町会（自治会）を含む複数の団体で構成する連合体

補助金額 10万円を限度に1団体につき年1回

申し込み 市消防庁舎5階危機管理室（内線9502）へ ※交付には、所定の手続きが必要となりますので、必ず事前にお問い合わせください。

地域防災マップ 作成を支援します

15日（月）〜、富田林商工会ホームページ <http://www.tonsho.or.jp/> からダウンロードもできます。 ※期間内に申し込みされると商品券添付の取扱店一覧表に掲載される予定です。 ※取扱店登録料は無料です。 ※取扱店登録ができない商店や、利用対象にならない商品があります（左上図参照）。 ※商品券の使用期間は8月25日（火）〜11月30日（月）の予定です。 ※今回は取扱店の募集です。商品券の販売方法などについては、詳細が決まり次第、広報誌や市ウェブサイトにでお知らせします。

本市では、地域の皆さんが主体となり、防災に関する共同作業を通して、町内でコミュニケーションを図ることや、地域における防災対策に役立てていただくために地域防災マップの作成を支援しています。これは、町会（自治会）などの地域内の危険箇所や近隣の待避場所など、地域の皆さんが調査した情報を

地図に記入していただき、その地図に市が緊急連絡先などを記載したものを、防災マップとして世帯数分印刷し、データとともに皆さんにお渡しするものです。 昨年は23団体が防災マップを作成され、地域防災訓練などに活用するなど今後の防災対策に役立てられることが期待されます。

補助対象団体 町会（自治会）または町会（自治会）などを含む複数の団体で構成する連合体

※規模の小さい町会（自治会）については、隣接町会（自治会）と合同での作成をご検討ください。

申し込み 6月8日（月）〜7月17日（金）までに市消防庁舎5階危機管理室（内線9502）へ

※作成には所定の手続きが必要となります。必ず事前にお問い合わせください。

※8月に作成支援説明会を開催します。地域防災マップの完成は28年3月頃を予定しています。

※8月に作成支援説明会を開催します。地域防災マップの完成は28年3月頃を予定しています。

水害・土砂災害対策

日頃から気象情報の入手方法を 確認してておきましょう

近年、集中豪雨の多発により全国各地で床上浸水や土砂災害による被害が相次いでいます。

これから梅雨や台風などにより雨が増える季節を迎えますが、地震と違い、水害や土砂災害はある程度の予測が可能です。日頃から家の周りの危険箇所や避難場所などを確認し、非常持ち出し品の用意をすることにも、市からの避難情報などの入手方法を確認するなど、災害への備えをしておきましょう。また、気象情報などを早期に収集し、早めの避難行動をとることで被害を抑えることができます。テレビ、ラジオ、インターネットなどでこまめに情報を確認してください。

水害対策

本市では、石川、佐備川、千早川、梅川、太井川、宇奈田川および東除川の流域において、浸水想定区域が設定されています。また、

石川は「洪水予報河川」として「はん濫注意、避難判断、はん濫危険」などの判断基準となる水位が設定されています。集中豪雨により河川の水位が上昇し、危険水位を超えた場合、「避難勧告」などの避難情報を対象地域へ発令します。

土砂災害対策

長時間雨が降っている場合、「土砂災害警戒情報」に注意しましょう。「土砂災害警戒情報」は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、「避難勧告」などを発令する際の判断の参考となるよう、府と気象庁が共同で発表する防災情報です。府や気象庁のホームページで確認できる他、テレビやラジオの気象情報でも発表されます。

本市では、「土砂災害警戒情報」をもとに土砂災害の危険地域へ「避難勧告」などの避難情報を発令します。

●6月は土砂災害防止月間です

近年、異常な集中豪雨により、土石流や崖崩れなどの土砂災害が発生し、全国各地で大きな被害が出ています。土砂災害が発生しやすい長雨の季節を迎え、土砂災害に対する備えや避難場所などを、この機会に再確認しておきましょう。

土砂災害は、雨によって引き起こされることが多いので、雨の量や周りの現象に十分注意してください。

市からの避難情報と市民の皆さんに取っていただく行動

次の情報を原則段階的に伝達します。

①避難準備情報

家族と連絡を取ったり、非常持ち出し品を用意したりするなど、避難の準備を開始してください。また、避難支援者は災害時要援護者を避難させるための支援行動の準備を開始してください。

②一時避難情報

人的被害を避けるため、自宅内のできるだけ高い所などへ、一時的に自主避難してください。また、避難支援者は災害時要援護者を必要最小限の移動で安全な場所へ避難させるための支

援行動を開始してください。

③避難勧告

人的被害の恐れがあるため、指定された避難所への避難行動を開始してください。また、避難支援者は災害時要援護者を避難所へ避難させるための支援行動を開始してください。

④避難指示

避難所への避難を完了してください。避難中または避難を開始していない人は、周囲の状況を確認しながら速やかに避難してください。そのいとまがない場合は、命を守るための最低限の行動をとってください。

市からの避難勧告などの情報伝達方法

- 防災無線による伝達
- 市消防団、市広報車による伝達
- 市ウェブサイトに掲載、とんだばやしメールの配信
- エリアメール（NTTドコモ）、緊急速報メール（au、ソフトバンク）の配信
- スマートフォン専用アプリ「Yahoo!防災情報」への配信
- 町会（自治会）、自主防災組織などへの連絡
- 社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの福祉関係者への連絡

その他の情報入手先

《パソコン》

- 川の防災情報
- ◎ 河川防災情報 [http://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/index.html]
- 土砂災害の防災情報
- ◎ おおさか防災ネット [http://www.osaka-bousai.net/sabou/Index.html]
- 本市の気象警報・注意報
- ◎ 気象庁ホームページ [http://www.jma.go.jp/jp/warn/2721400.html]

《携帯電話》

- 府の気象警報・注意報
- ◎ おおさか防災ネット [http://www-cds.osaka-bousai.net/mobile/pref/MobileWarningJmaDetail.html]
- 本市の気象警報・注意報
- ◎ 国土交通省防災情報提供センター [http://www.w.jma.go.jp/jp/bosai/joho/m/warn/area/106/331/27214.html]



問い合わせ 市消防庁舎5階危機管理室（内線9501）

土砂災害防止月間に関する情報は水路耕地課（内線495）

27年度 税法改正

27年度住民税に適用される主なもの

●住宅ローン控除の延長・控除限度額の拡充

個人住民税（市・府民税）の住宅ローン控除について、対象期間が4年間（26年1月1日～29年12月31日）延長され、さらにその期間のうち、26年4月1日から29年12月31日（日）までに居住を開始した場合の控除限度額が9万7500円から13万6500円に拡充されます（左表参照）。

	居住開始年月日	控除限度額
現行	25年12月31日まで	所得税の課税総所得金額などの5%（最高9万7500円）
延長・拡大	26年1月1日～3月31日	所得税の課税総所得金額などの7%（最高13万6500円）
	26年4月1日～29年12月31日	

※所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額を、上記控除限度額の範囲内で住民税から控除するものです。

※26年4月1日から29年12月31日までの金額は、住宅に適用される消費税率が8%または10%である場合であり、それ以外の場合の控除限度額は所得税の課税総所得金額などの5%（最高9万7500円）です。

●上場株式などの譲渡・配当所得などに係る10%軽減税率の廃止

上場株式などの譲渡・配当所得などに係る税率は、特例措置により25年12月31日まで10%（所得税7%、住民税3%）の軽減税率が適用されていますが、26年1月1日以降は本則税率の20%（所得税15%、住民税5%）が適用されます。さらに、平成49年までは復興特別所得税（25年は0・147%、26年以降は0・315%）が加算されます。

●ゴルフ会員権などの譲渡損失に係る損益通算などの改正（生活に通常必要でない資産の範囲の追加）

譲渡損失の他の所得との損益通算および雑損控除を適用することができない生活に通常必要でない資産の範囲に、主として趣味、娯楽、保養または鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産（ゴルフ会員権など）が追加されました。これにより、ゴルフ会員権などの譲渡損失については、総合課税において、他の所得との損益通算が適用できなくなりました。※詳しくはお問い合わせください。

28年度住民税に適用される主なもの

●ふるさと納税の特例控除額の拡充

ふるさと納税は、自分の生まれ故郷や応援したい自治体に寄付をした場合に、寄付額のうち2000円を超える部分について、一定の上限

全額控除されるふるさと納税額の目安（2000円を除く）
（例）扶養家族が配偶者1人の給与所得者の場合

年収	納税額（拡充前）	納税額（拡充後）
300万円	1万2000円	2万3000円
500万円	3万円	5万9000円
700万円	5万5000円	10万8000円

※控除される税額は、寄付者の所得や家族構成によって異なります。詳しくはお問い合わせください。

●ふるさと納税の申告手続の簡素化（ふるさと納税ワンストップ特例制度）の創設

現在、ふるさと納税の控除を受けるには、確定申告が必要ですが、手続きの簡素化を図るため、税法上の

特例をつくり、給与所得者などがふるさと納税をする場合、確定申告をしなくても控除を受けられるようになります。※ただし、確定申告に代わる申請書をふるさと納税先の自治体へ郵送する必要があります。※給与所得のみの人でも、ふるさと納税先が5団体を超える人や医療費控除など

河内音頭講習会を開催します

河内音頭は、市内各所で開催される盆踊りで歌われる歌で、曲に合わせてみんなで踊り、夏から秋にかけての風物詩として多くの市民の皆さんに親しまれています。しかし近年、河内音頭に合わせて踊れる人が少なくなってきました。そのため、市河内音頭保存会では市民を対象とした講習会を開催したり、中学校で実施される文化教室に講師として参加したりするなど、河内音頭の普及活動に努めています。このたび、河内音頭の良さや楽しさを知っていただくために、次のと

の各種控除手続をされる人、27年1～3月の間にふるさと納税された人は、同特例制度を受けられませんので、確定申告が必要です。お問い合わせ 住民税については課税課（内線111、112）、ふるさと納税については秘書課（内線312）

おり同講習会を開催しますので、ぜひご参加ください。また、盆おどり大会への踊り子派遣や講習会への講師派遣を随時受け付けていますので、詳しくはお問い合わせください。
とき 6月25日(木)、7月2日(木)、7月3日(金)、いずれも午後7時～8時30分
ところ すばるホール
定員 各50人 参加費 無料
申し込み 6月16日(火)（消印有効）までに、往復はがき（1枚に1人）に河内音頭講習会参加希望、住所、氏名、電話番号、参加希望日（1日のみでも可）と返信用はがきに宛名を記入し、☎584・8511常盤町1の1 商工観光課（内線482）へ（申し込み多数の場合抽選）

自転車などの放置は やめましょう

道路上に自転車などを放置すると、歩行者の通行の妨げになり大変危険です。また、まちなみの景観も損なわ



れます。駅周辺に自転車などを駐車される場合は、有料自転車駐車場をご利用ください。一部の自転車駐車場には、高校生以下の学生を対象とした学割料金も設定しています。

本市では、各駅周辺の道路に「自転車等放置禁止区域」を指定し、区域内に放置されている自転車やミニバイクを保管所へ撤去・移送しています。

撤去された自転車やミニバイクなどは、「第一自転車等保管所」(若松町東一丁目6の27)☎(26)3233で返還していますが、返還時に次のとおり移送・保管費用を徴収しています。

自転車	1台150円
ミニバイク	1台200円

人の迷惑にならないよう、道路上に自転車やミニバイクなどを放置しないようお願いします。お問い合わせ 道路交通課 (内線41)

市内の一部地域において、ウメ、モモ(ハナモモを含む)などの樹木調査(ウメ輪紋病感染調査)が実施されます

市内でウメ輪紋病の発生が確認され、農林水産省では25年度から一部地域で緊急除実を実施しています。

感染拡大の有無を確認するため、6月から8月の間、次の地域のウメやモモなどの樹木調査を実施します。

■対象地域

大字甘山、大字錦織、甲田、小金台、寿町、桜ヶ丘町、新青葉丘町、新家、高辺台、谷川町、甘山、津々山台、寺池台、常盤町、錦織北、錦織東、錦ヶ丘町、藤沢台、

■調査方法

農林水産省職員、府職員または府が委託した調査員が対象地域を見回り、感染の疑いがあると判断した場合は訪問して樹木を確認します。

自転車もルールとマナーを守って安全運転を

近年増加している自転車乗車中の交通事故への対策として、今年6月1日から改正道路交通法が施行され、自転車運転中に危険なルール違反を繰り返している場合、自転車運転者講習を受けていただくことになりました。

また、講習受講命令に違反すると5万円以下の罰金が科されます。

自転車乗車時にはルールとマナーを守り安全運転を心掛けてください。

また、万一の事故から身を守るために自転車乗車時にはヘルメットの着用をお願いします。

問い合わせ 富田林警察署交通課 ☎(25)1234 または、府警察本部 ☎06(6941)0030

また、分析のため、葉を数枚採取する場合があります。なお、不審に思われたときは身分証の提示を求めてください。

●ウメ輪紋病とは

同病に感染した植物(ウメなど)の葉には特徴的な輪紋を生じる他、果実の表面に斑紋が生じることで商品価値が損なわれるなどの悪影響を及ぼすことが知られ、海外では大きな被害が報告されています。

アブラムシ類の葉の吸汁で感染が広がりますが、人や動物へは感染せず、感染した木の果実を食べても健康に影響はありません。

葉に特徴的な輪紋が生じているウメの木などを所有されている人はご連絡ください。

※感染している葉の写真は、府ホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/nosei/ppv/>、市ウェブサイトの各課のページ「農業振興課」、または農業振興課、金剛連絡所に備え付けのチラシをご覧ください。

※感染した樹木はまん延防止のため、所有者の同意を得て伐採処分する必要があります。

問い合わせ 農林水産省神戸植物防疫所大阪支所 ☎06(6571)0801

27年度

市職員採用資格試験を 実施します

試験職種と受験資格および
採用予定人数、採用予定月
左表のとおり



《試験職種と受験資格および採用予定人数、採用予定月》

試験職種		受験資格		採用人数	採用月
事務職	上級身体障がい者 ※1	昭和61年4月2日以降に生まれた人	大学（短期大学を除く）を卒業した人、または28年3月31日までに卒業見込みの人	1人程度	27年10月
	上級社会福祉士	昭和60年4月2日以降に生まれた人	大学（短期大学を除く）を卒業した人で、社会福祉士の資格を有する人	1人程度	
	手話通訳	昭和45年4月2日以降に生まれた人	手話通訳士の資格を有する人、または都道府県で手話通訳者として登録している人	1人程度	
主任介護支援専門員		昭和45年4月2日以降に生まれた人	主任介護支援専門員の資格を有する人、または28年3月31日までに資格取得見込みの人	1人程度	28年4月
保育士	A	昭和45年4月2日以降に生まれた人	保育士資格および幼稚園教諭資格を有する人で、2年以上保育士として勤務経験がある人	2人程度	
	B	平成2年4月2日以降に生まれた人	保育士資格および幼稚園教諭資格を有する人、または28年3月31日までに資格取得見込みの人	3人程度	
幼稚園教諭		昭和45年4月2日以降に生まれた人	幼稚園教諭資格および保育士資格を有する人、または28年3月31日までに資格取得見込みの人	3人程度	

第1次試験日、試験内容

試験日 6月28日(日)
試験内容 事務職・主任介護支援専門員Ⅱ教養試験、面接試験、実技試験（手話）

※1 身体障がい者は、身体障がい者手帳の交付を受けた人で、自力で通勤ができ、かつ介護者無しに事務職としての職務遂行が可能で、活字印刷の出題および口頭による面接試験に対応できる人。

通訳のみ）、保育士Ⅱ教養試験、専門試験、実技試験（朗読、ピアノ演奏）、幼稚園教諭Ⅱ教養試験、集団面接、実技試験（ピアノ演奏、歌唱）

申込書の交付

6月2日(火)～17日(水) ※いずれも人事課、金剛連絡所で交付します（幼稚園教諭は教育指導室でも交付）。

※市ウェブサイトの各課のページ「人事課」からダウンロードもできます。

申し込みの受け付け

6月2日(火)～17日(水)（郵送の場合は6月15日(月)までの消印有効）までに、事務職・主任介護支援専門員・保育士は人事課（内線322、323）、幼稚園教諭は教育指導室（内線369）へ ※申込書の交付、受け付けは、月々金曜日の午前9時～午後5時30分まで。 ※いずれの職種においても性別は問いません。また、日本国籍を有しない人も受験できますが、従事できる職務に制限があります。

応急手当講習を受講しましょう

人命救助に貢献された
4人に感謝状を贈呈



2月1日、市内で開催された駅伝大会に参加していた男性が競技中に突然倒れるという事案が発生しました。

男性は心肺停止状態でしたが、近くにいた人たちが連携して119番通報や、心肺蘇生法を施し、また救護所にあつたAEDを使用したことで、男性は救急車

が到着するまでに意識を回復されました。

この一連の行動は「救命の連鎖」といいます。早期発見、通報、応急処置、医療機関への搬送という救急活動がつながったことにより男性の命は救われました。

そこで、3月19日、適切な応急手当と119番通報、またAEDの使用により人命救助に貢献された、堀江 康信さん、西澤 治彦さん、山口 千晴さん、浜口 正子さんに、消防長から感謝状が贈られました。

なお、西澤さんと浜口さんは、市消防本部などが実施する応急手当講習を受講されており、また堀江さんは大阪狭山市の消防職員、山口さんは医療従事者であったことから、互いの経験や知識が生かされ、このたびの人命救助につながりました。

人が倒れた場合などの緊急時、周りに応急手当のできる人がいることで、尊い命が助かることにつながります。

市消防本部では、随時応急手当講習や普通救命講習を実施していますので、一人でも多くの皆さんの受講をお待ちしています。

問い合わせ 市消防本部消防総務課（☎231123）

市職員の 人事異動

5月1日付の人事異動で、新しく職員を配置しました。部長級以上の異動は次のとおりです。

- ▽市長公室長 松田 貴仁
 - ▽総務部理事兼契約検査課長 土井 昭夫
 - ▽市民人権部理事 長橋 淳美
 - ▽産業環境部理事・農業委員兼事務局次長 杉分 英夫
 - ▽教育総務部理事 尻家 馨
- 問い合わせ 人事課（内線321）

6月23日～29日は男女共同参画週間

男女が互いに人権を尊重し、喜びや責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて皆さんの理解を深めるために、6月23日(火)～29日(月)までの1週間は「男女共同参画週間」と定められています。今年の同週間のテーマは「地域力×女性力=無限大の未来」です。

期間中は、男女共同参画社会づくりに向けて全国会議が開催されるなど、全国でさまざまな行事が実施されます。本市では、この週間に合わせて特設で女性のための電話相談を実施したり、男女共同参画に関する資料を人権政策課、男女共同参画センターウィズ（すばるホール内）で無料配布したりします。

●女性のための特設電話相談

このたび、毎月実施している女性のための電話相談の受付時間を延長し、特設電話相談を実施します。配偶者や恋人からの暴力、職場での人間関係や家族のこと、夫婦の問題、仕事や生き方など、暮らしの中で抱えているさまざまな不安や悩みについて、研修を積んだ女性相談員がお聴きします。

一人で悩まず、この機会にぜひお電話ください。

とき 6月23日(火)、午前10時～午後6時、☎(23)0567)

問い合わせ 人権政策課（内線474）

「親子平和の旅」参加者募集 ～広島平和記念式典に親子で参加しませんか～

本市では、非核平和事業の一環として、若い人たちに戦争の悲惨さや核兵器の非人道性を伝え、非核平和の願いを広げることがを目的に、毎年市民の代表として広島平和記念式典に親子で参列していただいています。今年も次のとおり参列していただける人を募集しますので、ぜひお申し込みください。

とき 8月5日(火)～6日(水)

ところ・内容 広島平和記念式典への参列、広島平和記念資料館の見学など

※参加後、感想文(800字程度)を提出していただきます。
※宿泊費と広島市までの交通費(往復)は市が負担します。

対象者 市内在住で親子平和の旅に初めて参加する小学5年生以上の子どもと保護者

定員 1組2人

申し込み 6月18日(木)（消印有効）までに、はがきまたはEメールで住所、参加者2人の氏名・年齢(学年)、電話番号、参加にあたっての簡単な抱負を記入し、☎584-8511常盤町1の1 人権政策課(内線472)

[Eメール jinken@city.tondabayashi.lg.jp]「親子平和の旅」係へ(1家族につき1件、申し込み多数の場合抽選)

6月7日～13日は 危険物安全週間

「無事故へと
気持ち集中
はっつけよう」

危険物の保安に対する意識の高揚と啓発を図るため、毎年6月の第2週は危険物安全週間となっています。私たちの身の回りにはガソリン、灯油などの燃料

をはじめ、塗料などの危険物は、今や日常生活に深く浸透し、必要不可欠な存在となっています。

一方、これらの危険物は引火性や爆発性を持つているため、取り扱いを誤ると火災や漏えい事故などを発生させ、多くの生命や財産を一瞬にして奪ってしまいます。

市消防本部では、危険物の取扱事業所に対して安全の確保を呼びかけますが、皆さんも危険物への理解を深めていただくとともに、取り扱いには十分注意してください。

市地区集会所整備補助金のAED購入事業申請のための「普通救命講習Ⅱ」を主催します

市地区集会所整備補助金のAED購入事業申請には「普通救命講習Ⅱ」修了証所持者の届け出が必要ですが、修了証所持者がおられない町会(自治会)などは、この機会にご参加ください。

とき 7月2日(木)、午後1時～5時

ところ 市消防本部

内容 普通救命講習Ⅱ(成)

人の心肺蘇生法を主とした統一カリキュラムの4時間の講習)

対象者 地区集会所などのAED設置補助金の申請を予定されている町会(自治会)からの参加希望者

定員 50人(申し込み先着順) ※1町会(自治会)につき2人まで。

参加費 無料 ※講習終了後、消防本部より、修了証が発行されます。

申し込み 6月8日(月)～22日(月)(午前9時～午後5時30分)までに市民協働課に備え付けの申込用紙に必要な事項を記入し、同課へ(内線473) FAX(25)9037(ファクス申し込み可)

6月は環境月間です

本市では、13年度から「市地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球温暖化防止対策の一環として、アイドリング・ストップなど経済運転の徹底や、天然ガス車やハイブリッド車などの低公害車を公用車に導入する取り組みを進めています。さらに、電動自転車を導入し、近距離における移動手段として活用してまいります。

市民の皆さんもマイカーの使用にあたっては、「アイドリング・ストップ」「毎月20日はノーマイカーデー」の取り組みにご協力をお願いします。

また、買い物の際は自分の買い物袋を持参するか、かばんに入るときはレジ袋を断るといったほんの少しの心掛けで、ごみの量と二酸化炭素の排出量を減らすことができます。

光化学スモッグとは、大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光線中の紫外線のもとで反応（光化学反応）したとき、二次的に新たな汚染物質（光化学反応生成物質）が生成されることを

ご注意ください 光化学スモッグ

いいです。光化学スモッグの発生に伴う被害は、「目がチカチカする」「喉が痛いなど」の目や喉の刺激が中心で、一過性で比較的軽症のものですが、刺激を感じた人は洗顔やうがいをし、富田林保健所（☎23）2681へ連絡してください。

光化学スモッグは、晴天で日差しが強くて気温が高く、風の弱い日で金剛山がいつもより見えにくく、もやのかかったような日に発生しやすくなっています。南河内での光化学スモッグの発生状況は、ここ数年晴天で気温が高く日射の強い日が多いため、予報・注意報とも発令回数が増加しています。

光化学スモッグ予報や注意報が発令されますと、市役所から保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校や公共施設などに連絡し、予報の場合「緑色」の旗を、注意報の場合「黄色」の旗を掲示して周知を図っています。光化学スモッグ予報や注意報が発令された場合、できるだけ屋外での運動などを避けて、屋内に入ってください。

なお、府大気汚染常時監視のホームページ [http://taiiki.kankyo.pref.osaka.jp/taiikanshi/index.html]

でも光化学スモッグ情報を確認できます。また、登録するとメール配信サービスも利用できますのでご活用ください。

問い合わせ みどり環境課（内線432）

都市計画についての公聴会を開催

府では、「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」案を作成するにあたり、公聴会を開催します（説明会ではありません）。

とき 6月30日（火）午後2時～

ところ 府庁別館（大阪市中央区大手前三丁目2の12）

申し込み 公聴希望者は、府計画推進課および市まちづくり推進課に備え付けの公述申出書に必要事項を記入し、6月8日（月）～22日（月）（必着）までに☎540・8570府計画推進課（住所記載不要）（☎06（6944）6781・Eメールkakusushin@sho-koufokag.jp）へ郵送または持参

※同案は6月8日（月）～22日（月）まで、府計画推進課および市まちづくり推進課で閲覧することができず。

※公聴会傍聴希望者は、住所、氏名、電話番号、公聴会傍聴希望の旨を記入し（様式自由）、府計画推進課へ郵送またはEメールで送付してください。

本市の節電への取り組み

本市では、日頃から市役所の省エネ対策として、消灯の励行や冷暖房温度の適正管理に努めています。

職員の服装についても、今年も例年より実施期間を拡大し、5月11日～10月31日（土）までノーネクタイなどのエコスタイルの提唱運動を進めています。

また、電力需要がピークを迎える夏期（6月1日（月）～9月30日（水））において、節電対策に取り組んでいます。本市が、引き続き実施する主な節電対策は次のとおりです。

- 冷房温度を28℃に設定、冷房の運転は月曜日＝午前8時45分～、火～金曜日＝午前9時～、いずれも午後5時に停止 ※ただし、今後の状況により随時判断します。
- 市役所庁舎エレベーター2基の稼働制限（午後6時～翌午前8時45分までは原則停止）
- 消防本部消防署のエレベーター1基を終日停止
- 金剛連絡所エレベーターを終日停止
- 職員のエレベーター使用自粛
- 昼休み時、事務室の消灯徹底（来客時は除く）
- 業務に支障のない範囲で事務室や廊下などの照明を消灯、退庁時の消灯徹底
- 毎週水・金曜日のノー残業デーの実施
- 長時間不在時のパソコンやプリンターなどの電源を切る
- 緑のカーテンを設置

本庁の他、公共施設においても節電対策に取り組んでいますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ みどり環境課（内線432）

生ごみは水を切つてから出しまじょう！

生ごみ処理機器購入補助制度をご利用ください

暑くなつてくると、水分を多く含む生ごみがたくさん出ます。生ごみは、気温や湿度が高くなつてくると腐敗が進み悪臭を発生します。生ごみを捨てる時は、三角コーナー用の水切りネットなどを利用し、水分を十分切つてから出してください。

また、家庭から出る生ごみ（台所ごみ）などを堆肥化する生ごみ処理機などを購入された世帯に、補助金を交付していますのでご利用ください。

設備投資を支援します

（公財）大阪産業振興機構では、小規模企業の創業や経営の刷新を図るため、府内の小規模企業者などを対象に、設備投資の支援をしています。申請は随時受け付けていますので、ぜひご利用ください（ただし、目標額に達した場合締め切ります）。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ （公財）大阪産業振興機構
☎06(6947)4345

6月は「就職差別撤廃月間」です ～しない させない 就職差別～

就職の面接で、家族の出身地や職業、思想、信条などについて質問することは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになるため、就職差別につながる恐れがあります。

府では毎年6月を「就職差別撤廃月間」と定め、さまざまな啓発事業に取り組んでいます。就職の機会均等を保障することの大切さについて、皆さんのご理解をお願いします。

●就職差別110番

電話またはEメールで、採用面接時などの差別についての相談や、関係機関の紹介などをします。

とき 6月17日(水)～19日(金)、午前10時～午後6時、☎06(6210)9518・Eメール rosei-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp

※Eメールでの相談は、6月中随時受け付けています。

問い合わせ 府雇用推進室 ☎06(6210)9518

27年度労働保険年度更新手続きは7月10日(金)までに

27年度の労働保険年度更新手続きは6月1日(月)～7月10日(金)までにお済ませください。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 申告書の記入方法については、労働保険年度更新コールセンター ☎0120(949)732（7月17日(金)まで開設）または大阪労働局労働保険適用・事務組合課 ☎06(4790)6340、保険料の納付については、大阪労働局労働保険徴収課 ☎06(4790)6330

※大阪労働局ホームページ [http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/] もご覧ください。

し、かつ家庭用生ごみ処理機器などを継続して使用することができると対象となる処理機器など

①生ごみ処理機（生ごみを粉碎して水路または下水道管へ流すタイプ、焼却処理するタイプのものは除きます）

- ※1世帯につき1台まで。
- ※2生ごみばかしあえ容器
- ※3生ごみばかし剤
- ※4ばかし剤
- ※51世帯につき年間16個まで。

補助金額 機器購入価格（取り付け費用、消費税などは除く）の2分の1の額（10円未満は切り捨て）で上限2万円

※1②は、購入後1年以内に限ります。③は、今年購入したものを1月～2月中にまとめて申請してください。また、購入店のポイントなどを利用し割り引きを受けた場合は、割り引き後の金額が機器購入価格となります。

申請に必要なもの

- 領収書、または購入店発行の販売証明書
- カタログ、または機器設置後の写真
- 振込先の分かるもの（金融機関の通帳など）
- 印鑑

※申請者、領収書（販売証明書）の氏名と振込先口座名義人は同じ人に限ります。

申し込み 衛生課（内線1445146）へ

富田林霊園の 使用者を募集

富田林霊園の区画の使用者を募集します。

募集区画 右下表のとおり

現地説明 6月1日(月)～27日(土)、午前9時30分～午後4時まで自由に見学していただけますので、希望者は同霊園へ直接お越しください。土・日曜日でも現地の管理事務所の職員が対応します

申し込み 6月28日(日)、午前9時～9時30分までに市役所地下902会議室へ（申し込み多数の場合抽選）

※なお、抽選終了後の空き区画の受け付けは29日(月)、午前9時～、衛生課で順次受け付けます。

問い合わせ 衛生課（内線1443、147）

タイプ	広さ (m ²)	募集区画	永代使用料 (角地以外)	維持費 (10年分)
A	2	23区画	86万円	4万円
B	3	26区画	129万円	6万円
C	4	11区画	172万円	8万円
D	6	3区画	258万円	12万円

※全タイプ、本市に住民登録をしている人に限ります。
※墓石建立後、撤去済み区画があります。この区画については、埋蔵歴があることを了承する誓約書を提出していただきます。